

「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

当行は、ふくおかフィナンシャルグループの強みを活かしたソリューション機能を発揮し、ビジネスマッチング、M&A、事業承継等のお取引先の課題解決支援に積極的に取り組み、地域の持続的成長に貢献してまいります。

b. デジタル化支援

人口減少による人手不足等が深刻化する中、企業の業務効率化や生産性向上が大きな課題となっています。その解決策としてデジタル活用への期待が高まる一方、中小企業がそうした相談ができる人や場所が十分でないのが地域の現状です。よってデジタル化を通じた経営課題の解決をお手伝いするため、「デジタル化支援コンサルティング」に取り組んでまいります。

c. 専門人材マッチング

ふくおかフィナンシャルグループの子会社である「FFG ビジネスコンサルティング」との連携などにより、お取引先の“ヒト”に関する悩みを人材紹介サービスの提供により解決することを通じ、お取引先の企業価値向上等に繋げ、地域の「産業育成」「地方創生」に貢献することを目指してまいります。

d. グリーン化の取組

専門部署を中心とした推進体制を強化し、お取引先の脱炭素化支援など、持続可能な地域社会の実現に向けたグリーンな活動を積極的に展開してまいります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益

を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

私たち地域金融機関は、地域社会に安定的な金融システムを提供し、地域の発展やお取引先の事業成長をサポートしていく点において、極めて重要な役割を担っています。

足元で直面するコロナ禍において、事業環境が大きく変化したお客さまに対しては、まず資金繰りの徹底サポートをグループ一体となって最優先で対応しております。一方で、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えたお客さまへの本業支援についてもしっかりと取り組む方針です。

2023年3月23日

株式会社 熊本銀行

取締役頭取 野村 俊巳

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。